

第1章 第4期計画の基本事項と策定の背景

I 計画の基本的な事項

1 計画の理念と目指す姿

【計画の理念】誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会

目指す姿

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県

全国より先行して本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入し、中山間地域を多く抱える本県では、核家族化やデジタル技術の進展による人と人との接触機会の減少なども相まって、地域のつながりや支え合いの力が弱まっています。

さらに、8050問題¹やヤングケアラー²などの複雑化・複合化した課題が増加するなど、従来の介護や子育て、障害、住まい、生活困窮といった縦割りの支援では対応できないケースが顕在化しています。

こうした生きづらさや困りごとは、決して限られた人だけではなく、環境の変化や物事のタイミングなどにより、私たちの周りの身近な方、あるいは私たち自身にも起こりうることです。

地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、何らかの理由で本人が相談や手続きをすることが難しかったり、課題解決を自らあきらめてしまい、社会から孤立してしまう状況に陥ることは少なくありません。

こうした中、2018（平成30）年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複雑な「地域生活課題」について、①住民や福祉関係者による把握及び②関係機関との連携による解決が図られることを目指すため、市町村の包括的な支援体制の整備が努力義務化されました。

また、2021（令和3）年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉の推進は、地域共生社会³の実現を目指して行うべきということが規定されたところです。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

¹80代の親が、50代のひきこもりの子どもを支える世帯

²法律上の定義はないが、一般的に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること」とされており、年齢に見合わない責任や負担の重さにより、学校への遅刻や欠席が増えたり、勉強の時間がとれない、友達と遊ぶ時間がないなど、学業や友人関係などに影響が出ると言われている

³制度・分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という一方的な関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越してつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

さらに2023（令和5）年5月には、日常生活などで孤独を覚えたり、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある方への支援などに関する取り組みについて、その基本理念、国などの責務などを定める「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。

これにより、地方公共団体は同法第4条で「孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を有し、第15条で「孤独・孤立対策地域協議会」の設置を努力義務とすることが明文化されました。この協議会については、地域共生社会の実現を目指す社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の中の支援会議などを活用しながら運営していくことが想定されています。

国で議論されている全世代型社会保障を構築する上においても、孤独・孤立などの誰にでも起こり得る課題に対しては、生活に身近な地域において、誰もがつながり、支え合える地域共生社会の実現が求められています。

本県においても、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに伴う社会的孤立や顕在化する複合課題などに対応するため、2022（令和4）年度から本格的に高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みをスタートしました。また、同年10月には高知県・すべての市町村・すべての社会福祉協議会による共同宣言を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。

【令和4年10月30日「高知家地域共生社会推進宣言」の様子】



高知家地域共生社会推進宣言(R4.10.30)

高知家の一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します。

1. どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます。
2. 誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます。
3. 住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします。

この「高知型地域共生社会」の取り組みを進めていくための視覚的なメッセージとして、2023年10月に「高知家地域共生社会シンボルマーク」を県民投票で決定しました。県民みんながお互いに寄り添い支え合うことで、安心して暮らし続けることができる「高知家地域共生社会」の実現につながることを「こうち」の文字で表現しています。

このシンボルマークを各種公表資料や講演資料のほか名刺や封筒などに活用していくことで、オール高知で取り組む機運を高めたいと考えています。

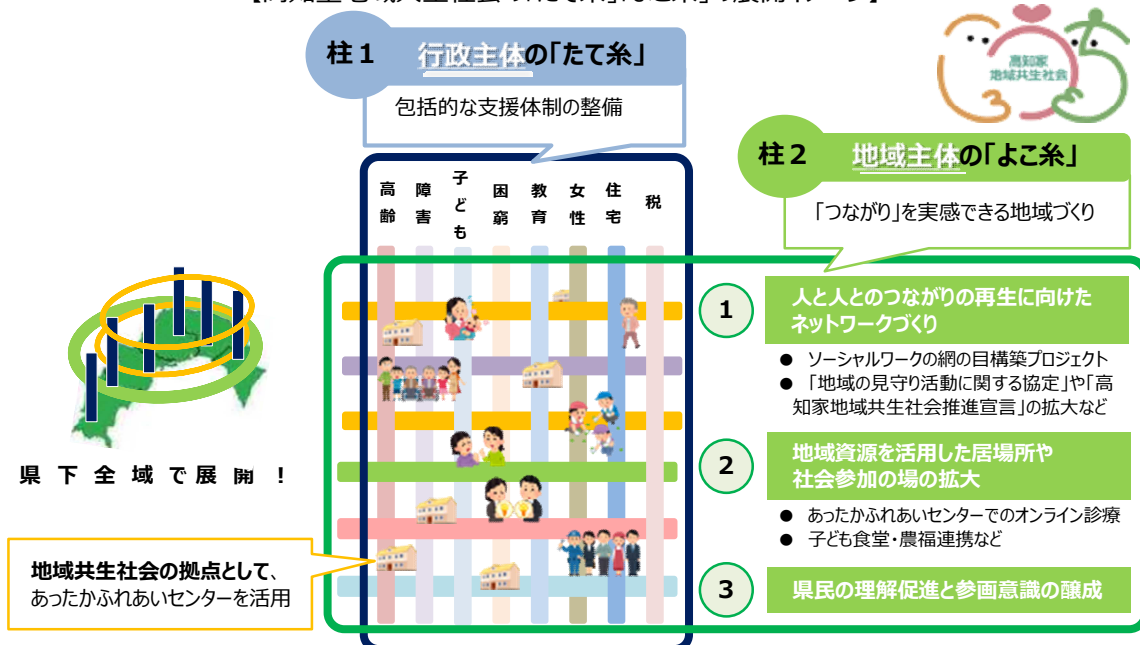
【高知家地域共生社会シンボルマーク】



第4期高知県地域福祉支援計画（以下、「第4期計画」という。）では、これまで取り組んできた「高知型福祉⁴」を継承・発展させる形で「高知型地域共生社会の実現」を分野横断的な目標として掲げます。

その上で、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を計画全体の理念に掲げ、各分野の取り組みを推進することで、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指します。

【高知型地域共生社会の「たて糸」「よこ糸」の展開イメージ】



⁴ 「子どもから高齢者、障害者など年齢や属性を問わず、すべての県民が住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域をつくる」を理念とし、2009（平成21）年から取り組んできた本県独自の取り組み。特に中山間地域における制度サービスの隙間を埋めるという観点から、①高知型福祉の拠点としてあったかふれあいセンターを整備、②地域福祉を担う人材の育成、③市町村地域福祉計画の策定の推進の3本柱で取り組みを推進

なお、この高知型地域共生社会の取り組みは、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals、以下、SDGsという。）」の理念である「誰一人取り残さない社会の実現」と方向を同じくするものです。そのため、この第4期計画においても、SDGsに掲げる17の目標と関連付けて施策を推進します。

【持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）】



2 法令等の根拠

本計画は、社会福祉法第108条に基づく法定計画です。

【社会福祉法第108条第1項（抜粋）】

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

3 計画期間

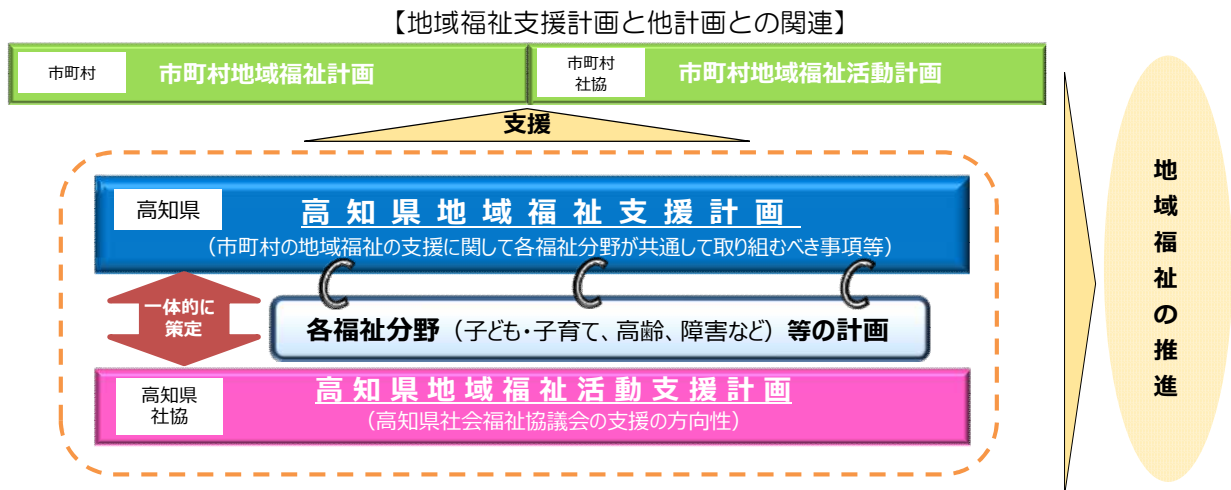
第4期計画の期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とします。

4 計画の性格と位置付け

本計画は、本県における地域福祉を推進するための基本方針であるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画です。

計画の策定に当たっては、「日本一の健康長寿県構想」など関係する計画との整合性をとることによって福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保します。

あわせて、高知県社会福祉協議会が策定・推進する高知県地域福祉活動支援計画と一体的に策定しています。



【関連する計画と計画期間】

| 分野 | 計画名 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------------------|--|
| 福祉全般 | 地域福祉支援計画 | 現計画 (R2~R5) | | 改定計画 (R6~R9) | |
| 子ども・子育て | 子どもの貧困対策推進計画 | 現計画 (R2~R6) | | | 改定計画 (R7~) ※各計画を包含した「こども計画」を策定(終期含めて検討) |
| | 子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援行動計画 | 現計画 (R2~R6) | | | |
| | ひとり親家庭等自立促進計画 | 現計画 (H29~R6) | | | |
| 高齢 | 高齢者保健福祉計画 | 現計画 (R3~R5) | | 改定計画 (R6~R8) | |
| | 介護保険事業支援計画 | 現計画 (R3~R5) | | 改定計画 (R6~R8) | |
| 障害 | 障害者計画 | 前計画 (H25~R4) | 現計画 (R5~R11) | | |
| | 障害福祉計画・障害児福祉計画 | 現計画 (R3~R5) | | 改定計画 (R6~R8) | |
| | ギャンブル等依存症対策推進計画 | 現計画 (R4~R5) | | 改定計画 (R6~R11) ※一体的に策定 | |
| | アルコール健康障害対策推進計画 | 現計画 (H30~R5) | | | |
| その他 | 自殺対策行動計画 | 前計画 (H29~R4) | 現計画 (R5~R9) | | |
| | 再犯防止推進計画 | 現計画 (R2~R5) | | 改定計画 (R6~R10) | |
| | 中山間地域再興ビジョン | — | | 新規策定 (R6~R9) | |
| | 南海トラフ地震対策行動計画 | 現計画 (R4~R6) | | | 改定計画 (R7~R9) |
| | 教育等の振興に関する施策の大綱 | 現計画 (R2~R5) | | 改定計画 (R6~R9) | |

【(参考) 第5期日本一の健康長寿県構想(R6~R9)の4本柱の取り組み】

【目指す姿】県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県

柱Ⅰ 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

【目指す姿】県民が長く健康で生き生きと元気で暮らし続けている

柱Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

【目指す姿】中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が求めるサービスを受けられる

柱Ⅲ こどもまんなか社会の実現 (子どもたちを守り育てる環境づくりと少子化対策を一体的に推進)

【目指す姿】「共働き・共育て」が定着し、結婚、出産・子育ての希望が叶えられ、「孤」育てを感じさせない社会になっている

柱Ⅳ 「高知型地域共生社会」の推進 (分野横断的な柱として位置付け)

【目指す姿】複合課題への対応力と地域の支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている

5 計画の目的

この計画の目的は、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指し、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」という理念のもと、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村に通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援を行うことです。

市町村が地域特性や独自性を尊重し、地域住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員⁵、民間事業者、NPO、社会福祉団体など多様な主体とともに福祉ニーズや地域生活課題に対応しながら地域福祉を進めるための取り組みを支援します。

6 計画の基本項目

県は、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」というこの計画の理念のもと、以下の3本柱で、それぞれの取り組みを推進します。

- 1 行政主体の「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり(「たて系」の取り組み)
- 2 地域主体の「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり(「よこ系」の取り組み)
- 3 「高知型地域共生社会」を支える人づくり・基盤づくり

7 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

⁵民生委員：それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、すべての民生委員は「児童委員」を兼ねる
児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている

また、取り組みごとに数値目標を定め、高知県社会福祉審議会に実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図ります。

加えて、県の「日本一の健康長寿県構想推進会議」などにおいて施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。

【計画推進体制】

